　　　　　　　　　　　　　　　の運営に関する会則

（名称）

第１条　この会の名称は、　　　　　　という。

（目的）

第２条　この会は、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　目的とする。

（活動）

第３条　この会の目的を達成するため、　　　公民館で次の活動を行う。

１）

２）

３）

（会員）

第４条　この会の会員は本講座の目的に賛同する者で、市内在住者および在勤者をもって構成することを原則とする。

２　会員は、会費を納入しなければならない。

　（会費）

第５条　会費は、月額　　　円とする。

２　会費は毎月　　　日までに納入しなければならない。

　（謝礼）

第６条　この会の講師の謝礼は、月額　　　　円とする。

（運営）

第７条　この会の運営は、会費およびその他の収入をもって当てる。

２　会計年度は毎年４月１日から翌年３月末日までとする。

（役員）

第８条　この会に次の役員を置く。

会　長　　１名

副会長　　１名

会　計　　１名

２　役員の任期は、　　　　年とする。

　（選出）

第９条　会長および会計は会員の中から選出する。

２　副会長は、会長が指名する。

　（職務）

第１０条　会長は、会を代表し、会務を掌理する。

２　副会長は、会長に事故あるとき、または欠けたときに、その職を代理する。

３　会計は、会の会計事務を処理する。

（会議）

第１１条　この会の会議は、年度始めおよび終わりに開催する。

２　会長が必要と認めたときは、随時会議を開催することができる。

附則　この会則は　　　　年　　月　　日　より適用する。